

翻刻要領

「底本および全体の構成・方針について」

一、本書は、跡見学園蔵の「跡見花蹊日記」全四十七冊（以下、「原本」と呼ぶ）を底本として、その記述内容を翻読・活字化したものを年度ごとに配列し、四分冊としたものである。

一、原本は、文久元年～明治二十三年までの内容を持つ和装本十四冊（第一号～十四号、ただし第八号のみは洋装市販ノート）、および明治二十五年～大正十四年までの洋装当用日記三十三冊（No. 1～No. 34、ただしNo. 4〈明治二十八年～欠〉）である。本書と原本の年次配列関係に付いては、当翻刻要領末尾「年次・原本対応表」参照。また、各原本の詳しい形態および記述形式等については、それぞれの年次冒頭に記した解題および図版参照。

一、翻刻の方針は、原本の記載形式を尊重し、私に改変を加えないことを基本とした。ただし、現代の読者による通読の便や全体の統一を図るため、以下の要領に従って種々の校訂を施した。

「本文の組方について」

一、翻刻の対象は、毎日の日付の下に記されている日記部分および会計・収支決算また挿入紙等とし、原本の表紙、冒頭また末尾等に記される、日記の内容に直接関わらない記述は、各年度の解題に譲り、翻刻対象からは省いた。

一、同一日付内における、干支・曜日・予定・天候・温度・受方摘要・払方摘要・発信・受信等の記述の順番は、適切な位置に移動させる等の処置を施した。

一、原文の段落は、原則として追い込みとした。ただし、茶会記・行列次第・式次第・能番組等で、追い込みとしたのでは句読が煩雑を極め理解不可能となるような場合は、原本の改行や字空き等の記述形式を尊重して、これを残した。また、和歌・俳句・漢詩・歌謡・引用等がある場合は、改行の上、その部分を二字下げとした。

一、本文の記事の続きとして欄外に書かれている記述は、改行せずに、本文にそのまま続けた。本文とは続かない欄外の記述は、段落を改めて、その日付の本文の後に置いた。

一、欄外および行間の補記・注記等は、本文中の当該箇所を組み入れた。しかし、その措

置によって、却って文意が錯綜する場合は、活字の級数を落として本文に組み入れた。また、どうしても本文中に組み入れられない場合は、本文と続かない欄外記述と同様、段落を改めて、その日付の本文の後に置いた。

一、敬意のための平出・罫字は、これを残さず、通常の記載と同様の扱いとした。

例

近日 和宮様 ↓ 近日、和宮様 (文久元年十月三日)

拝見申上候処

↓ 拝見申上候処、皇后様御好製にて

皇后様御好製にて

(明治三十三年六月二十五日)

など。

一、小字の二行、あるいは、それ以上の分ち書きは、これを残した。ただし、分ち書き内の改行は、その位置を改めた場合がある。

一、文字の大小は、これを残さなかった。ただし、補記また挿入句的な部分は、級数を落として本文を組み、意味を取りやすくした。

例

七ツ時ヨリ千世滝さま私きく女 ↓ 七ツ時ヨリ、千世滝さま、私、きく女

(慶応三年七月十六日)

来客、田口静子、伊藤政野 父と、吉田吉子 父と、来栖貞子 妹福子と。

(明治三十九年四月三日)

など。

一、漢字の捨て仮名および格助詞で、漢文訓読符号的に片仮名小字で記されているものは、小字右寄せとして、これを残した。

例

昼前ニ 認上ル。 昼後より木津え帰り、

(文久元年十一月二十七日)

など。

〔校訂者注記について〕

一、校訂者の注記は、すべて () で括り、原本の文字と区別した。

一、文字を記すべき位置を空白のままにしてある場合、概略その字数分を空白とし、右側に（空白）と注記を施した。また、字数が推定できる場合は、（何字空白）と記した場合もある。

例

美濃人 ^(空白) 願候事。

（慶応三年九月二十八日）

横浜 ^(二字空白) 雪子、

（明治三十八年二月二十二日）

など。

一、虫損・汚損で判読不能な場合、その文字の右側に（虫損）あるいは（汚損）と注記を施した。

例

木村源兵衛 ^(虫損) □□□。

（明治四年四月九日）

など。

一、明らかな脱字、また文字を補ったほうが意味が取りやすい場合、当該箇所、あるべき文字を補った。

例

終(日)、画認ル

（慶応元年閏五月二十八日）

46 (度)

（明治四十一年一月二十五日、他）

七十二円九十五(銭)

（明治二十五年一月会計）

など。

一、原本の記述に誤りがあると思われるものの、複数の正しい形が考えられる、あるいは正しい形を推定できない、等の理由で注記が施せない場合、原本の形をそのまま残し、それが誤植ではなく原本のままであることを記すため、右側に（ママ）と注記を施した。

例

入門仕され ^(ママ)

（慶応元年閏五月二十四日）

など。

一、原本の記述に文字の重複あるいは余分な文字がある場合は、原本の形を残し、右側に（衍）と注記を施した。

例

飾屋伊助方へ寄候候処^(符)

(慶応三年四月朔日)

ひと足も歩むまれす^(符)

(明治三十七年十二月十四日)

など。

一、誤って別字を記したと思われるもの、あるいは当時通用の用字であっても、現在の文字意識から見た場合、誤字と認識されかねないものに関しては、その右側に正しいと思われる字、また現在通用の字を注記した。

例

隣家^(隣)

(文久三年一月廿九日)

縁段^(談)

(文久三年四月十八日)

など。

一、原本のままでは文意が取りにくい場合、語註的要素を兼ねて適宜、振り漢字・振り仮名を、本文の右側に傍記した。なお、振り仮名は、旧仮名遣いによった。

例

羅ノ帯^(絶)

(文久二年五月十七日)

御団三十本^(うち)

(文久三年五月廿日)

など。

一、その他、必要に応じて、以下のような注記を、本文中の当該位置に記した。

例

(何月何日、日記ナシ)

……その日の日記が欠落している場合。

(何月何日、記載ナシ)

……当用日記において、その日の記事の記載がない場合。

(コノ日、記事ナシ)

……日付、また天候・予定等の記述はあるがその日の本文記事のない場合。

(以下、記述ナシ)

……記述が途中で終わっている場合。

(コノ文、以下記述ナシ)

……当該項目の記述が途中で終わっているが、その後また別の記述がくる場合。

(何月会計、記載ナシ)

……会計項目の記載がない場合。

(翌日へ続く)

…… 記述がその日で終わらず、次の日へ続いている場合。

(何月何日へ続く)

…… 記述がその日で終わらず、次の記述日へ続いている場合。

(何月何日マデ一項目ノ記述)

…… 以下の記述が、毎日の日付を記さず、一項目下に記されている場合。

など。

「文字処理について」

A 文字処理全般

一、仮名遣い・送り仮名はすべて原本のままとし、誤用・混用がある場合も、これを改めなかった。

一、原本に振り仮名が存する場合は、振り仮名をそのまま残した。

一、原本における、見せ消し、抹消、誤字の上からの正しい字の重ね書き、また脱字の書き込み等は、その訂正後の形を採用した。

一、難読あるいは虫損・汚損等で判読できない箇所は、推定字数分の□を以って代え、また、それが何字分となるか不明のものは、そのおおよその文字数分を「」で示した。

例

蒸気□□大阪□□

(汚損)

(汚損)

(明治四年二月十一日)

女二人木津え帰り「」

(文久元年六月十七日)

など。

一、敢えて推読を行なった字は、□で括って区別した。

例

右の腹[㊦]にて、

(文久三年六月廿八日)

など。

B 漢字

一、漢字は、字書類に掲出されている現行のもっとも代表的な字体を採用することを基本とした。

一、「常用漢字表」の表内字は、その字体を用いた。

例

圓 ↓ 円 嶽 ↓ 岳 鐵 ↓ 鉄 澤 ↓ 沢 龍 ↓ 竜 處 ↓ 処
體 ↓ 体 畫 ↓ 画
など。

一、俗字、同字、異体字、通用字、古字等は、音義が同じで、その字体を残すことが特に意味の違いを惹起しないと考えられる場合、もつとも代表的な字体に改めた。

例

邨 ↓ 村 帀 ↓ 虎 昏 ↓ 紙 峯 ↓ 峰 盃 ↓ 杯 艸 ↓ 草
鋏 ↓ 鉄 淵 ↓ 淵 躰 ↓ 体 飭 ↓ 飾 仝 ↓ 同 裡 ↓ 裏
兒 ↓ 貌 埜 ↓ 野 烟 ↓ 煙 筭 ↓ 筍 葦 ↓ 菴 雀 ↓ 鶴
嶋・寫 ↓ 島
など。

一、省文は、当該文脈中における正しい字義を担うと思われる字体に改めた。

例

廌 ↓ 雁 卩 ↓ 部 王 ↓ 閏 弋 ↓ 錢・箋 广 ↓ 磨・摩・魔
など。

一、以下の字体については、字義および文献内の文字意識の違い等を考慮し、原本どおりの用字を残した。両字が併用されている場合も、正しい字義の注記等は行なわなかった。

例

迹・跡 堤・隄 阪・坂 歌・哥 才・歳 後・后 坐・座
庵・菴 選・撰 仙・僊 嘆・歎 聯・連 唵・吟 修・脩
托・託 扣・控 堺・界 砧・礎 惣・総 栖・棲 岳・岩
肉・宍 徳・惠 国・圀
など。

一、同一の固有名詞等でありながら、複数の表記が見られ、どちらが正しい用字であるか一概に判断できない場合は、用字の統一や注記等を行わず、原文の表記のままを残した。但し、著名人また花嫁近親者の姓名については、注記を行なった場合がある。

例

え……江・枝・得　がた……片・形　かわ……川・河　さだ……定・貞
 すけ……介・允・助・輔　てる……輝・暉　べ……辺・部　ます……益・増
 よ……世・代　ジ……二・次・治　ソウ……宋・宗　ゾウ……三・蔵・造
 チ……池・地　ドウ……堂・道　おお・タイ……大・太
 た・タ……田・太・多
 など。

一、当時俗用の字体であるが、字義に照らして誤字と判断されるものは、現在慣用の字体に改めた。

例

ギ……祗↓★(示+氏)　サイ……斉↓齋　うつぼ……鞆↓鞆
 すが……管↓菅　そる……刺↓剃　ト……牡↓杜
 やぶ……藪↓藪　マイ・ひら……牧↓枚　ます・シヨウ……舛↓舛
 など。

一、漢字の崩しが、二つの文字のどちらのものであるかが決定し難い場合、現在慣用の字
 体あるいは当時慣用の字体を採用した。また前後の文脈による判断を行なった場合も
 ある。

例

郎 良
 州 洲
 る 而
 など。

一、前後の文脈また類推等によって存在しない文字を書いてしまっている場合は、正しい
 と思われる字に書き改めた。

例

心★(臓一月+心) 動揺ス↓心臓動揺ス (明治二十七年九月十九日)
 急性脳★(月+幕) 炎↓急性脳膜炎 (明治三十年八月二十八日)
 など。

C 仮名

一、平仮名・片仮名は、原則として現行の字体に改め、変体仮名、合字等はこれを残さな
 かった。

例

「囧」 ↓ たり
 「囧」 ↓ なげき
 「囧」 ↓ さま
 「囧」 ↓ より
 「囧」 ↓ まいらせ候
 「囧」 ↓ コト
 など。

一、変体仮名のうち「囧」「囧」はハ行転呼音を担うことが多く、「囧」「囧」は格助詞また捨て仮名風に小字で記されることが多いため、類似の字形を持つ片仮名の「ハ」「ニ」を当てて、これを残した。

一、女性人名・食物等において、仮名の字母に好字を当て用いている場合は、現行の仮名に置き換えず、字母の漢字をそのまま残した場合がある。

例

「囧」 ↓ 久万女
 「囧」 ↓ 寿もし
 など。

一、清濁は原本のままとし、私に濁点・半濁点を施さなかった。

D 疊字

一、疊字は、原本のまま、「ハ」「ハ」「ハ」「ハ」「ハ」「ハ」「ハ」「ハ」「ハ」「ハ」を用いた。なお、疊字部分から新たに単語や文章が始まる場合、また疊字が単に音の繰り返しだけを示し意味の繰り返しを担わない場合は、その疊字を残さず、あるべき文字を当てた。

例

得物を携て帰々途月清く ↓ 得物を携て帰。 帰途、月清く
 (明治十八年十月十八日、上段)
 午下 佐野、隠居を問ふ ↓ 午下、佐野の隠居を問ふ。
 (明治二十九年十二月四日)
 など。

E その他記号類

一、原本には、ほとんど句読点が付されていないため、「、」「。」二種類の句読点を施した。

一、欧米人の姓名の区切りに限り、「・」を用いた。原本では、読点を用いている場合および何も句読点を施していない場合がある。

例

フレデリック、エルダー氏 ↓ フレデリック・エルダー氏

(明治三十一年五月十九日)

フアブルルイズ ↓ フアブル・ルイズ

(明治四十年十二月二十一日)

など。

一、 心覚えのための「○」「●」、また他の部分への文章のつながりを示す合印のための「〇」「〇」、また強調のための「┌」の符号等は、これを省略した。ただし、反物の到来を確認する「○」印や漢数字、また支払済みや受け取り済みを示す合点「\」等の記号は、これを残した。

*なお、本文における誤字、扉解説、また口絵解説においては、必ずしも「翻刻要領」によらず、原文の字形を尊重した部分がある。

以上